

第 1 教育目標及び計画の体系

第 1 教育目標及び計画の体系

1 福生市教育委員会の教育目標及び基本方針

(1) 福生市教育委員会の教育目標

福生市教育委員会は、「希望に満ちた明るいひとづくり」を実現するため、今後10年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げる。

- 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、
 - ・ 人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間
 - ・ 公共の精神を尊び、社会・地域の一員として貢献しようとする人間
 - ・ 個性と創造力豊かな人間
 - ・ 伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。
- 市民のだれもが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、生涯学習を振興する。
- 教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があがるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

(2) 教育目標を達成するための基本方針

基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、「生きる力」をはぐくむことが必要であることから、次の教育を推進する。

- ・ 基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図る教育
- ・ 他人を思いやる心や健やかな体をはぐくむ教育
- ・ 子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育
- ・ 公共心をもち自立した個人を育てる教育
- ・ 我が国や郷土の伝統と文化及び歴史を基盤として、国際社会を生きる日本人を育成する教育

基本方針2 信頼される学校づくりの推進

学校・家庭・地域の連携・融合と、すべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚を重視した教育を力強く展開することが必要であることから、次の取組を推進する。

- ・ 地域の特性を基本とした、広域的な視点に立つ教育行政
- ・ 効果的・効率的で透明性が高く地域に根付いた、開かれた学校経営への改革

基本方針3 生涯学習の推進

市民のだれもが、あらゆる機会にあらゆる場所で学び続け、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指すことから、次の取組を推進する。

- ・ 生涯を通じて、自ら学び、文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、社会参加と健康づくりができる機会及び社会教育施設等の整備・充実
- ・ 地域のさまざまな人材との連携・協力を図り、関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとしての役割を果たす人材の育成と資質の向上

基本方針4 地域の教育力の向上

近年、青少年の犯罪、いじめ、不登校等さまざまな問題が発生している。この背景には、都市化、核家族化、個人主義の浸透、少子化、地域のつながりの希薄化等の問題が指摘されていることから、家庭と地域の教育力の向上が必要であるため、次の取組を推進する。

- ・ 学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制づくり
- ・ 学社連携・融合事業への積極的な取組
- ・ 家庭の教育力の向上を支援する活動

2 福生市教育振興基本計画等

福生市では平成 22 年 3 月に「福生市総合計画（第 4 期）」を策定し、「希望に満ちた明るいひとづくり」とした教育に係る目標を掲げて、指針及び施策を推進していくこととしています。また、教育委員会では、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定し、10 年間を通じて目指す教育目標を掲げ、その実現に向けた今後 5 年間に取り組むべき施策を示しました。平成 27 年度には、前期 5 年間で取り組むべき施策を検証するとともに、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、後期 5 年間の計画として改定を行いました。

そして、この施策を具体的に推進するため、毎年度「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）」を策定して、3 力年（3 年度）で取り組む推進事業を示すと共に、社会経済状況の変化や、教育行政全体の新たな課題に対応するため、見直しを行っています。

さらに、各分野ではスポーツ推進計画 2012（修正後期）を平成 29 年 3 月に、福生市立図書館基本計画を平成 26 年 3 月に、第 2 期福生市生涯学習推進計画（修正後期）、第三次子ども読書活動推進計画を平成 28 年 3 月にそれぞれ策定し、施策及び事務事業を推進し、取り組んでいます。

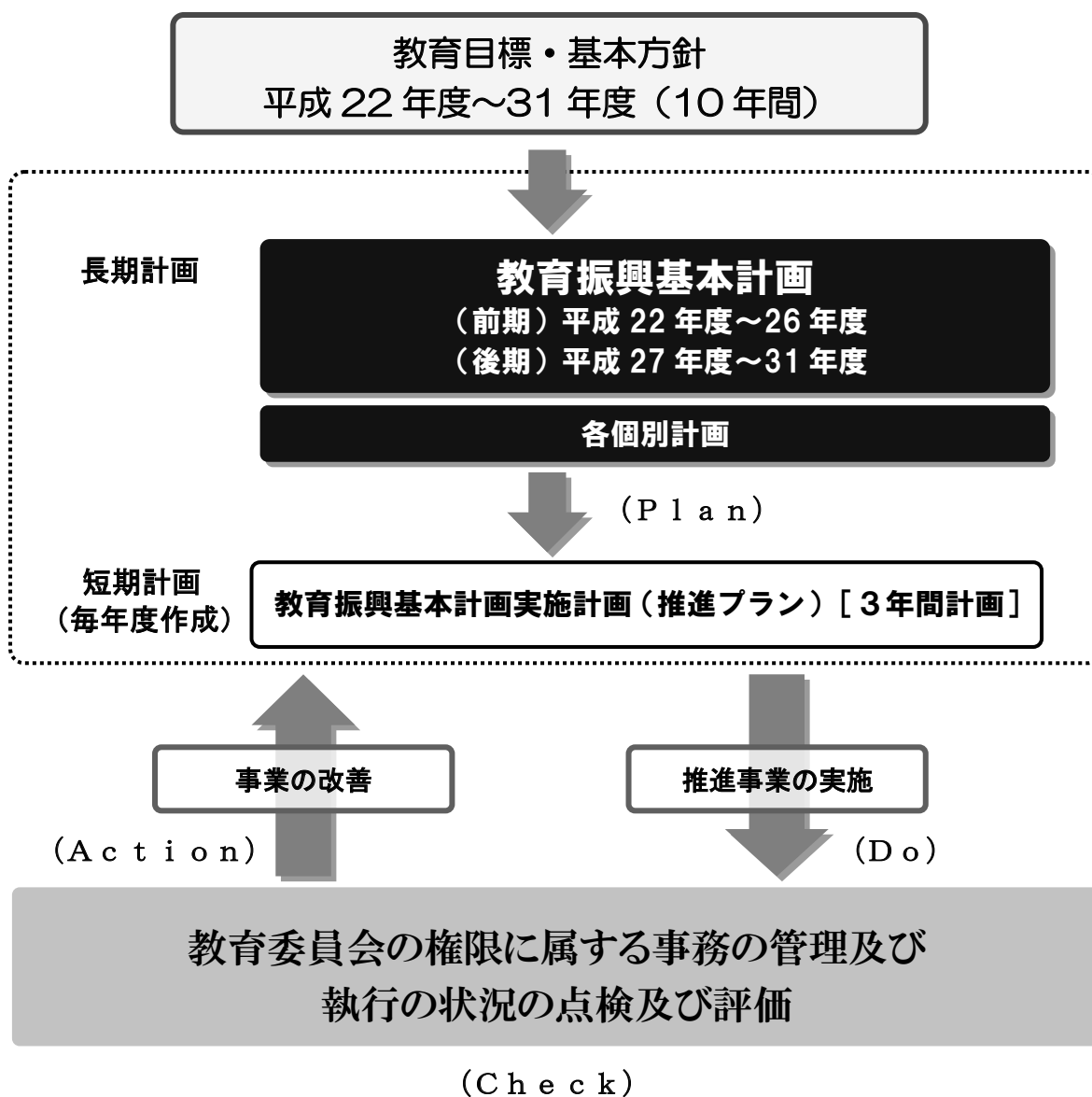
H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
福生市総合計画（平成 22 年度～平成 31 年度）									
福生市基本計画（前期）					福生市基本計画（後期）				

福生市教育振興基本計画（前期）					福生市教育振興基本計画（修正後期）				
H22 福生市教育推進プラン （推進事業計画）									
	H23 福生市教育推進プラン （推進事業計画）								
		H24 福生市教育推進プラン （推進事業計画）							
			H25 福生市教育推進プラン （推進事業計画）						
				H26 福生市教育推進プラン （推進事業計画）					
					H27 福生市教育推進プラン （推進事業計画）				
						H28 福生市教育推進プラン （推進事業計画）			
							H29 福生市教育推進プラン （推進事業計画）		
								H30 福生市 教育推進プラン （推移新事業計画）	

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
第2期福生市生涯学習推進計画（前期）						第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期） （平成28年度～32年度）			
			スポーツ推進計画2012 （平成24年度～28年度）				スポーツ推進計画2012（修正後期） （平成29年度～33年度）		
第二次子ども読書活動推進計画						第三次子ども読書活動推進計画 （平成28年度～32年度）			
福生市立図書館基本計画（平成26年度～35年度）									

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条（教育に関する事務の管理の管理及び執行の状況の点検及び評価等）の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされており、各所管による点検と評価、また、有識者から評価をいただいています。この点検及び評価報告書は福生市議会に提出し、公表を行っています。

これらの計画と取組状況の点検及び評価により、次のとおり PDCA サイクルによる事業の見直しを行っています。



3 総合教育会議及び教育大綱

(1) 総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことにより、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。

総合教育会議は、市長と教育委員会で構成され、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行う会議です。

(2) 福生市教育大綱

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を定めることとされています。

福生市においては、平成 27 年 5 月 8 日に第 1 回福生市総合教育会議が開催され、この中で「大綱」についての協議が行われ、「福生市教育大綱」として決定されました。

今後、この大綱に基づき、教育に関する施策の総合的な推進が図られます。